三木市高齢者福祉計画 第７期介護保険事業計画
【概要版】

1 計画の概要

（１）計画策定の趣旨

本市においては、総人口が平成２４年の８１,４０８人から、平成２９年には７８,４４８人へと、３.６％減少する一方で、６５歳以上の高齢者人口は、２１,８６２人から２５,３５８人へと、１６.０％増加しており、高齢化率は、２６.９％から３２.３％と、この５年間で５.４ポイント上昇しています。また、高齢者の単身世帯や高齢者のみの夫婦世帯も増加が続いており、将来的にもこの傾向が続くことが予想されています。高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築の実現が求められています。

これまでの取組を引き継ぎつつ、子ども・高齢者・障がい者などすべての人が地域に暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、「三木市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画」（以下「本計画」と言う。）を策定します。

（２）計画の位置づけ・期間

本計画は、老人福祉法第２０条の８の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第１１７条の規定に基づく介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定したものです。また、「三木市総合計画」を軸とした高齢社会対策に関する個別計画として、本市の関連計画や「兵庫県介護保険事業支援計画」「兵庫県保健医療計画」等の県の関連計画との整合・調和を保ち策定しています。

本計画の期間は、平成３０年度から平成３２年度までの３年間とします。

団塊の世代が後期高齢者となる２０２５年を見据え、「地域包括ケア計画」の最初の計画として位置づけられた第６期計画を引き継ぎ、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組をさらに推進させる第２期計画期間として位置づけます。

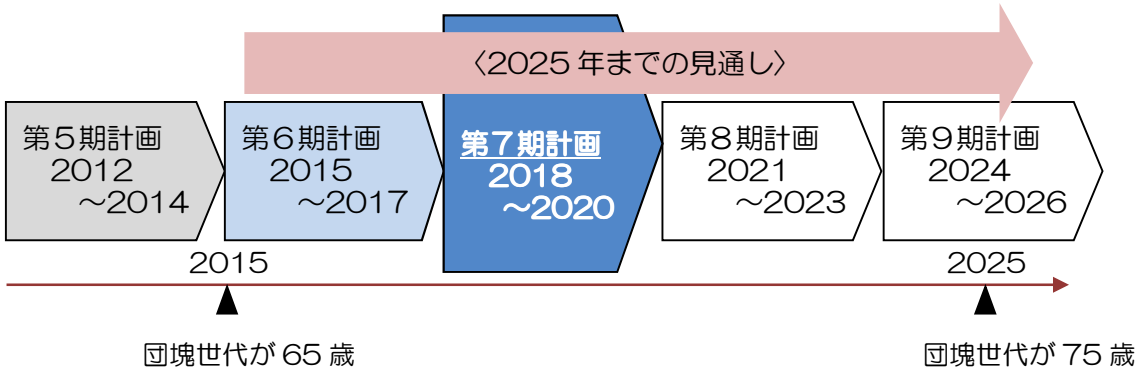

（３）日常生活圏域の設定

本市においては、市民が、日常生活を営むために行動している範囲ごとに日常生活圏域を設定しています。本計画においては、本市の地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況等から、「東部生活圏域」、「西部生活圏域」、「南部生活圏域」を大圏域とします。

また、地域資源の開発やネットワーク構築等を目的とした、生活支援体制の整備を推進するため、大圏域を対象地区ごとに分け、小圏域として設定します。

■日常生活圏域別の人口及び認定者数等

大圏域	東部生活圏域			西部生活圏域			南部生活圏域			
小圏域	吉川	口吉川	細川	三木	三木南	別所	志染	青山	緑が丘	自由が丘
人口（人）	7,514	1,715	2,053	20,321	6,308	6,515	2,705	5,951	9,204	16,162
高齢者数(人)	2,440	671	822	6,352	1,613	2,157	946	1,271	3,695	5,391
高齢化率(%)	32.5	39.1	40.0	31.3	25.6	33.1	35.0	21.4	40.1	33.4
認定者数(人)	506	138	161	1,124	261	346	189	162	519	633
認定率（%）	20.7	20.6	19.6	17.7	16.2	16.0	20.0	12.7	14.0	11.7

（平成 29 年 10 月 1 日現在）

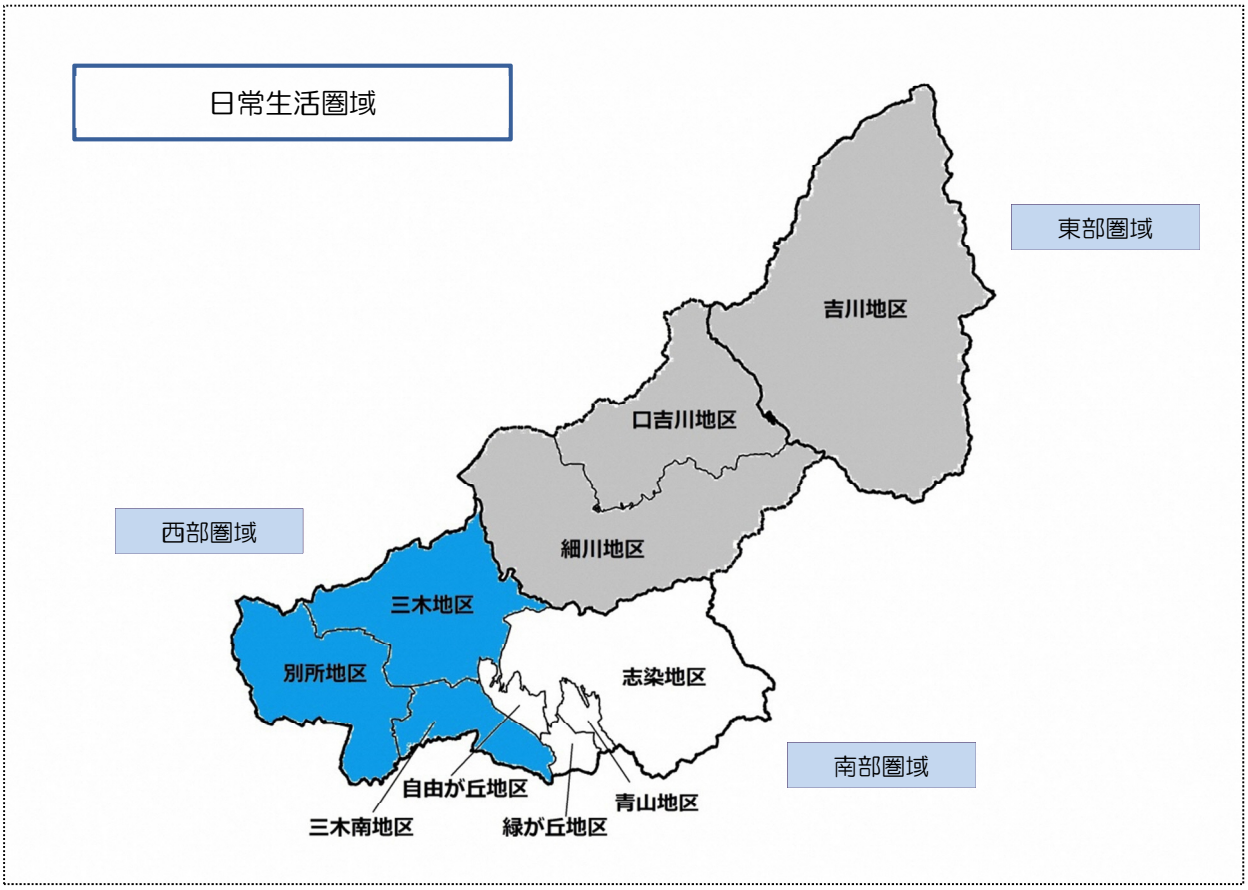

2 将来推計

（１） 人口推計

平成２７年を基準とすると、平成３７年までに総人口は8.7％の減少となる一方で、高齢者人口は 5.7%の増加が見込まれます。高齢者人口のうち、前期高齢者は２４.６％の減少ですが、後期高齢者は４２.９％の増加となります。

■年齢別推計人口の推移（平成 30 年以降は推計値）

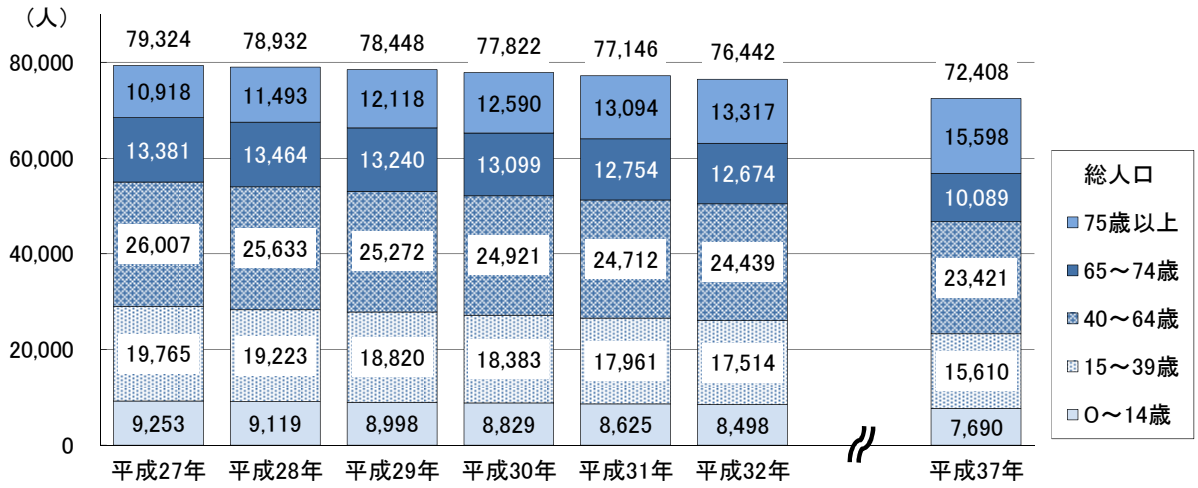

資料：介護保険事業状況報告（各年９月 30 日現在）

（２） 認定者数推計

引き続き要介護認定者数の増加が続く見込みです。平成２７年を基準とすると、平成３７年までに認定者数は１,１７９人、３１.４％の増加が見込まれています。

■要介護度別推計認定者数の推移（平成 30 年以降は推計値）※第２号被保険者を含む

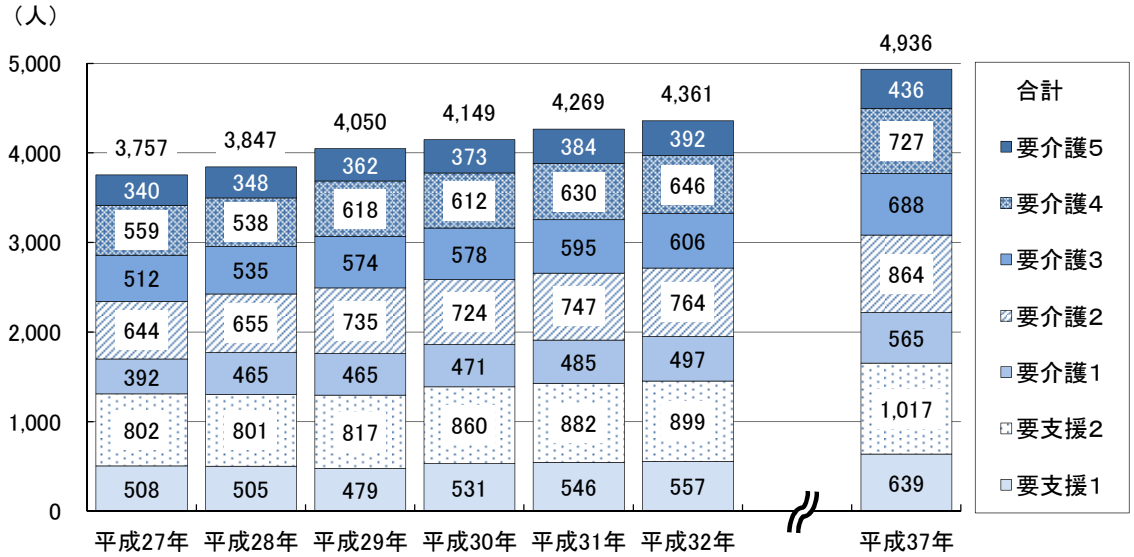

資料：介護保険事業状況報告（各年９月 30 日現在）

3 計画の基本的考え方

（１）基本理念

「地域福祉の理念のもと、世代を越えて、市民みんなが支え合い、そして、お互いの人権を尊重し合うことにより、いきいきとしてあたたかな社会を目指す」という意味を込めて、第６期計画において定められた基本理念を本計画においても引き継ぎ、取組の充実・深化を図ります。

高齢者が尊厳と生きがいを持って、

住み慣れた地域の中で暮らし続けられるよう

支え合う三木を目指します

（２）基本目標～地域包括ケアシステムの深化・推進～

介護が必要な状態になっても高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができ、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の社会資源を活用し、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進します。また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の環境で、より良い暮らしが続けられる社会を目指します。

（３）施策目標

① 地域で安心・安全に暮らせる体制の整備	③ 支え合う地域社会の構築
支援や介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域包括支援センターを核として、市、老人福祉施設、医療施設等の関係機関が連携、協働できる仕組みを構築し、認知症施策、在宅医療と介護の連携、高齢者の住まいの確保等に取り組みます。	高齢者の権利擁護や、虐待・犯罪被害の防止に取り組みます。支え合う地域社会の構築に向け、高齢者を含む地域住民が「我が事」として主体的に関わっていく仕組みをつくっていくとともに、多様な課題を包括的（丸ごと）に相談・支援する体制の整備に取り組みます。
② 健康づくりと介護予防の推進	**④ 介護保険事業の円滑な運営**
生涯を通じて健康で、できる限り介護を必要とせず、いきいきと過ごせるよう、介護予防を推進するとともに、要介護状態の軽減や重度化防止に取り組みます。また、地域住民、ボランティア、ＮＰＯ等との連携を図り、多様な生活支援・介護予防サービスが提供される地域づくりを促進します。	高齢者が要介護状態になっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことができるよう、地域密着型サービスをはじめとする介護サービスを充実させるとともに、在宅と施設の連携体制等を確保し、要介護状態となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう支援します。

4 具体的施策の展開

（１）地域で安心・安全に暮らせる体制の整備

分野	取組の内容
（１）地域包括支援センターの機能強化	
①運営体制の強化	●センター間の連携を強化します ●日常生活圏域ごとに地域包括支援センターの設置を目指します ●効果的な運営の確立に取り組みます
②相談体制の充実	●高齢者の権利を擁護します ●包括的・継続的ケアマネジメントを実施します ●働きながら介護に取り組む家族等の支援を行います
③介護予防ケアマネジメント	●適切なケアマネジメントを実施します ●自立支援に基づいた支援をします
④地域ケア会議の充実	●高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援を行います ●地域課題の解決に向けた取組の強化を進めます ●地域づくり・資源開発機能、政策形成機能を高めます
（２）認知症施策の推進	
①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	●認知症の当事者や家族の声を発信します ●地域住民に普及・啓発を行います ●認知症サポーター養成講座を開催します
②認知症の早期診断・早期対応に向けた体制の整備	●認知症の早期発見・早期支援に取り組みます ●認知症初期集中支援チームの充実を図ります ●医療機関、認知症サポート医との連携を進めます ●切れ目のないサービスを目指します
③高齢者にやさしい地域づくりと介護者への支援	●認知症カフェの設置を推進します ●認知症見守りネットワークの構築を推進します
（３）医療・介護連携の推進	
○医療・介護連携の推進	●地域の医療・福祉資源の把握と活用を進めます ●医療と介護の連携シートを活用します ●在宅医療に関して検討をします ●在宅医療・介護連携に関する研修を実施します ●２４時間３６５日の在宅医療・介護提供体制の構築を目指します ●在宅医療・介護の支援窓口を充実させます ●介護医療院の創設等を支援します
（４）高齢者の居住安定の確保	
○高齢者の居住安定の確保	●住宅改造助成事業を行います ●高齢化に対応した住まいの確保を行います ●有料老人ホームの入居者保護に努めます

（２）健康づくりと介護予防の推進

分野	取組の内容
（１）介護予防の推進	
①介護予防対象者の把握	●虚弱な状態の高齢者を把握します
②介護予防の普及・啓発	●介護予防講座・地域介護教室を実施します ●介護予防教室を開催します
③地域介護予防活動の支援	●介護予防サポーターを養成します ●「みっきぃ☆いきいき体操自主教室」等の育成･支援を行います ●ボランティアポイント事業を推進します
④地域リハビリテーション活動支援事業	●専門職の連携を推進します ●高齢者の自立支援の取組を進めます
（２）生活支援・介護予防サービスの充実	
①生活支援体制の整備	●生活支援コーディネーターを配置します ●協議体を設置し生活支援体制の整備に取り組みます
②ニーズに応じた介護予防・生活支援サービスの充実	●訪問型・通所型サービスを充実させます ●サービスの担い手を養成します ●高齢者の日常生活を支え合う活動を展開します
（３）生きがい活動の支援	
○生きがい活動の支援	●老人クラブの活性化を図ります ●地域文化伝承事業を行います ●高齢者大学を実施します ●高齢者の文化・スポーツ活動の活性化を促進します ●活発な公民館活動を支援します
（４）社会参加の支援	
○社会参加の支援	●シルバー人材センター ●高齢者福祉センター

（３）支え合う地域社会の構築

分野	取組の内容
（１）地域共生社会の実現に向けた取組	
○地域共生社会の実現に向けた取組	●総合的な相談支援体制を構築します ●共生型サービスの普及・啓発に取り組みます ●新たな共生型サービスの構築を検討します ●子育て支援策と高齢者施策の融合を図ります ●地域福祉活動への子どもの参加を推進します ●地域共生社会づくりに向けたプロジェクトチームを結成します ●共に支え合うまちづくりを進めます
（２）高齢者の権利擁護と安心・安全な暮らしの確保	
○高齢者の権利擁護と安心・安全な暮らしの確保	●成年後見制度等の周知と利用者支援を行います ●三木市成年後見制度利用促進計画を策定します ●三木市成年後見支援センターを充実させます ●高齢者虐待防止の取組 ●災害時要援護者対策
（３）高齢者の在宅生活の支援	
①高齢者の生活支援サービス	●外出支援サービス ●訪問理容サービス ●生活支援型ホームヘルプサービス ●軽度生活支援事業 ●配食サービス ●緊急通報システム事業 ●福祉電話貸与
②家族介護者の支援	●生活支援型短期入所 ●家族介護教室 ●家族介護継続支援 ●徘徊高齢者家族支援サービス

（４）介護保険事業の円滑な運営

分野	取組の内容
（１）ケアマネジメントの円滑な提供	
○ケアマネジメントサービス	●居宅介護支援　●介護予防支援
（２）居宅サービスの充実	
○居宅サービス	●訪問介護（ホームヘルプサービス） ●訪問入浴介護　●訪問看護 ●訪問リハビリテーション　●通所介護（デイサービス） ●通所リハビリテーション（デイケア） ●短期入所生活介護（ショートステイ）・短期入所療養介護 ●特定施設入居者生活介護　●福祉用具貸与･特定福祉用具販売 ●居宅療養管理指導　●住宅改修
（３）地域密着型サービスの充実	
○地域密着型サービス	●認知症対応型通所介護（認知デイサービス） ●小規模多機能型居宅介護 ●認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●地域密着型特定施設入居者生活介護 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●看護小規模多機能型居宅介護　●地域密着型通所介護
（４）施設サービスの確保	
○施設サービス	●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）　●介護老人保健施設 ●介護医療院　●介護療養型医療施設
（５）サービス見込量の確保	
○サービス見込量の確保	●事業者への情報提供を行います ●地域密着型サービスの公募による事業者の指定を行います ●地域密着型サービス事業者の指定に係る関係者の意見の反映を行います
（６）介護サービスの質の向上及び人材の確保	
①相談・苦情解決体制の充実	●サービスの苦情対応を行います ●苦情処理に対して、迅速な対応を図ります ●第三者サービス評価の受審を徹底します ●運営推進会議を活用した評価の実施を徹底します
②事業者への指導・助言	●事業所の人材育成を支援します（内部研修と外部研修） ●適切な調査権限による指導・監査を実施します ●介護保険をはじめとする各種サービスの情報を提供します
③人材の確保	●人材の育成・確保を図ります ●介護職員の安全確保・離職防止対策に取り組みます ●介護事業者による情報交換等の支援を行います ●先進的な取組についての情報提供を行います
④介護給付適正化の取組	●介護給付費適正化事業を実施します

5 目標指標

具体的施策の展開にあたり、本計画では以下の項目を目標指標とし、各年度における着実な達成を目指します。

指標・取組	実績見込	目　標		
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域密着型サービスの公募指定の活用の有無	有	有	有	有
地域密着型サービスへの参入を検討する事業者への説明・働きかけの有無	有	有	有	有
地域密着型通所事業における機能訓練・口腔機能向上・栄養改善推進の取組の有無	有	有	有	有
介護サービス事業所の質の向上に向けた具体的なテーマを設定した研修の有無	有	有	有	有
地域包括支援センター３職種（準ずる者を含む）の配置目標（人）				
○保健師	3	4	4	4
○社会福祉士	3	3	4	4
○主任介護支援専門員	3	3	4	4
地域ケア会議における多職種の連携や個別事例の検討、議事録や決定事項を全員が共有する取組の有無	有	有	有	有
医療・介護関係の多職種が合同で参加する参加型の研修会の開催または開催支援の有無	有	有	有	有
認知症支援に携わるボランティア養成の有無	有	有	有	有
介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨についての住民やサービス事業者に対する周知活動の有無	有	有	有	有
「みっきぃ☆いきいき体操自主教室」の教室数	103	105	110	110
介護予防の場にリハビリテーション専門職が関与する仕組みの有無	有	有	有	有
要介護認定の適正化（件）	4, 100	4, 100	4, 150	4, 200
ケアプランの点検（件）	60	30	30	40
住宅改修等の点検（件）	600	610	620	630
医療情報との突合・縦覧（件）	150	150	150	150
介護給付費通知（人）	3, 100	3, 200	3, 250	3, 300

6 介護保険サービス費用の見込みと保険料の設定

（１）介護給付費等の見込み

第７期計画期間の介護保険事業の見込みにあたっては、要支援・要介護認定者数の推計を踏まえ、サービス種類ごとに要介護度別の利用者数を推計し、第６期計画期間中の給付実績に基づいて給付費を見込んでいます。施設・居住系サービスについては、整備計画を踏まえて利用者数を推計した上で給付費を見込んでいます。

■総給付費の見込み

（単位：千円）

	第６期	第７期			第９期
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	2025 年度（平成 37 年度）
介護給付費計	5, 205, 129	5, 592, 960	5, 778, 037	5, 923, 730	7, 034, 587
介護予防給付費計	360, 420	313, 066	325, 100	332, 807	396, 599
総給付費（合計）	5, 565, 549	5, 906, 026	6, 103, 137	6, 256, 537	7, 431, 186

■標準給付費の見込み

（単位：千円）

	第７期			合計
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
総給付費（利用者負担等影響額調整後）	5, 902, 747	6, 171, 269	6, 401, 370	18, 475, 385
総給付費	5, 906, 026	6, 103, 137	6, 256, 537	18, 265, 700
利用者負担の見直しに伴う影響額	▲3, 279	▲5, 106	▲5, 324	▲13, 710
消費税率の見直し等による報酬改定の影響額	0	73, 238	150, 157	223, 395
特定入所者介護サービス費等給付額	290, 184	298, 375	305, 026	893, 585
高額介護サービス費等給付額	158, 801	163, 283	166, 923	489, 006
高額医療合算介護サービス費等給付額	14, 478	14, 887	15, 219	44, 583
算定対象審査支払手数料	5, 140	5, 285	5, 403	15, 828
審査支払手数料支払件数（件）	95, 188	97, 875	100, 057	293, 120
標準給付費見込額	6, 371, 350	6, 653, 099	6, 893, 940	19, 918, 388

※端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

■地域支援事業費の見込み

（単位：千円）

	第７期			合計
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
地域支援事業費	298, 974	306, 957	313, 609	919, 540
介護予防・日常生活支援総合事業費	187, 951	192, 799	196, 907	577, 657
包括的支援事業・任意事業費	111, 024	114, 157	116, 702	341, 883

※端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

■介護保険事業の給付費等（標準給付費見込額＋地域支援事業費）の見込み

（単位：千円）

	第７期			合計
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護保険事業の給付費等	6, 670, 324	6, 960, 056	7, 207, 548	20, 837, 928
標準給付費見込額	6, 371, 350	6, 653, 099	6, 893, 940	19, 918, 388
地域支援事業費	298, 974	306, 957	313, 609	919, 540

※端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

（２） 保険料収納必要額

第７期計画期間の介護保険事業の給付費等のうち、第１号被保険者負担割合の 23%にあたる第１号被保険者負担分相当額に、準備基金の取り崩しによる負担軽減や、調整交付金による影響額を加減して、第１号被保険者の保険料収納必要額（必要な介護保険料）を算出します。

■第１号被保険者の保険料収納必要額

	金額等
介護保険事業の給付費等【Ａ】	20, 837, 928, 729 円
第１号被保険者負担割合【Ｂ】	23%
第１号被保険者負担分相当額（Ａ×Ｂ）【Ｃ】	4, 792, 723, 378 円
準備基金取崩額【Ｄ】	150, 000, 000 円
調整交付金相当額【Ｅ】	1, 024, 802, 236 円
調整交付金見込額【Ｆ】	825, 985, 000 円
保険料収納必要額（Ｃ－Ｄ＋Ｅ－Ｆ）	4, 841, 540, 613 円

（３） 第１号被保険者の保険料基準額

第１号被保険者の保険料は、下記の手順で算定しています。

第７期計画期間の第１号被保険者の保険料基準額は、第６期計画期間と同額の月額５,２００円と推計しています。

保険料収納必要額	÷	収納率	÷	補正後被保険者数	≒	年間保険料
4, 841, 540, 613 円		97. 5%		79, 594 人		62, 400 円

年間保険料	÷	12 か月	＝	月額保険料
62, 400 円				5, 200 円【基準額】

（４）第１号被保険者介護保険料

第７期計画期間の所得段階別介護保険料は、下記のとおりです。なお、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定する必要性があるため、第１段階については、給付費とは別に公費を投入し、低所得者の保険料の基準額に対する割合を０.５０から０.４５に軽減します。

■所得段階別保険料

所得段階	対象者（所得基準）	基準額に対する割合	年額	月額
第１段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者等、及び世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が 80 万円以下の方	基準額×0.45	28,080 円	2,340 円
第２段階	世帯全員が市民税非課税で、本人年金収入等が 80 万円を超え 120 万円以下の方	基準額×0.75	46,800 円	3,900 円
第３段階	世帯全員が市民税非課税で、本人年金収入等が 120 万円を超える方	基準額×0.75	46,800 円	3,900 円
第４段階	市民税課税世帯であり、本人が市民税非課税で、本人年金収入等が 80 万円以下の方	基準額×0.90	56,160 円	4,680 円
第５段階	市民税課税世帯であり、本人が市民税非課税で、本人年金収入等が 80 万円を超える方	基準額	62,400 円	5,200 円
第６段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額×1.20	74,880 円	6,240 円
第７段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の方	基準額×1.30	81,120 円	6,760 円
第８段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	基準額×1.50	93,600 円	7,800 円
第９段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の方	基準額×1.70	106,080 円	8,840 円
第 10 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の方	基準額×1.75	109,200 円	9,100 円
第 11 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 600 万円以上の方	基準額×2.00	124,800 円	10,400 円

三木市高齢者福祉計画 第７期介護保険事業計画
【概要版】

平成 30 年３月発行

発　行　三木市　健康福祉部　介護保険課

〒673-0492
三木市上の丸町 10 番 30 号
TEL　0794-82-2000　FAX　0794-82-5500